

事務連絡
令和7年6月30日

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

各国設置専用水道設置者 殿
(各地方整備局等水道担当経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」及び「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第19号）及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第20号）が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

これらを踏まえ、環境省より「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）」及び「水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について」が別添のとおり発出されましたので、送付いたします。

[添付資料]

- ・水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）
- ・水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における留意事項について

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当：山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp